

昭和二十五年二月二十五日提出
質問 第五六号

日雇労働者の失業保険に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

提出者 春日正一

日雇労働者の失業保険に関する質問主意書

一 大阪府下では、日雇労働者の失業保険の掛金が日に約四十万円に上っている一方、これから支拂われる保険金は一日わずか一万数千円にすぎず、従つて月々千数百万円の金が府にたまつていゝといわれている。

右の傾向は、大阪府下だけの問題ではないと思われ、全国各府県における大体の現状を明示するとともに、大阪府のように、大なる金が現実に掛けつぱなしになつてゐる場合、その掛金をどう処理するか、この問題についての政府の施策如何。

二 右の事態は、現行の日雇労働者の失業保険法が、前二箇月間に三十二日分の保険料を拂つてはじめて受給資格を得、しかも継続してあぶれつづけて六日目にはじめて保険金一日分、断続の場合は正味七日あぶれて八日目にはじめて一日分の支拂を受けるという非常識な規定になつてゐるため、実際には保険料も支拂つており、あぶれてもいながら保険金は支拂われず、掛金は掛けつぱなしという結果になり、現

実の失業救済になつていないことを明瞭に示していると思う。日雇労働者自身が、こんな失業保険法ならいらない、むしろ健康保険を適用してほしいといつてゐる事実が單的にこれを示している。

従つて政府は、現実に一日でもあぶれた場合には即日支給できるよう、直ちに同法を改正する必要があると思うが如何。

又、現行の保険金額一日百四十円、又は九十円はあまりに少額で現実の救済にならない。これは直ちに大幅に引上げる必要があると思うが、如何。更に保険料の労働者負担額三円又は二円についても当然政府負担とすべきであると思うが如何。

右質問する。